

都の指導監査について

東京都福祉局指導監査部指導第一課

指導及び監査の目的

- ▶ 法令等で定める最低基準及び指定基準等に対する適合状況等について、個別に明らかにし、必要に応じて助言、指導、是正の措置を講ずることにより、サービス内容の質の確保及び給付費等の支給の適正化を図り、都における障害者(児)福祉の増進に寄与することを目的としています。

指導について ～指導の方針～

- ▶ 基準等に定めるサービス内容（人員、設備、運営）及び給付費等の請求等に関する事項について、周知徹底するとともに、改善の必要があると認められる事項については、適切な助言及び指導を行うことを主眼として実施しています。

指導形態及び実施方法

ア 集団指導

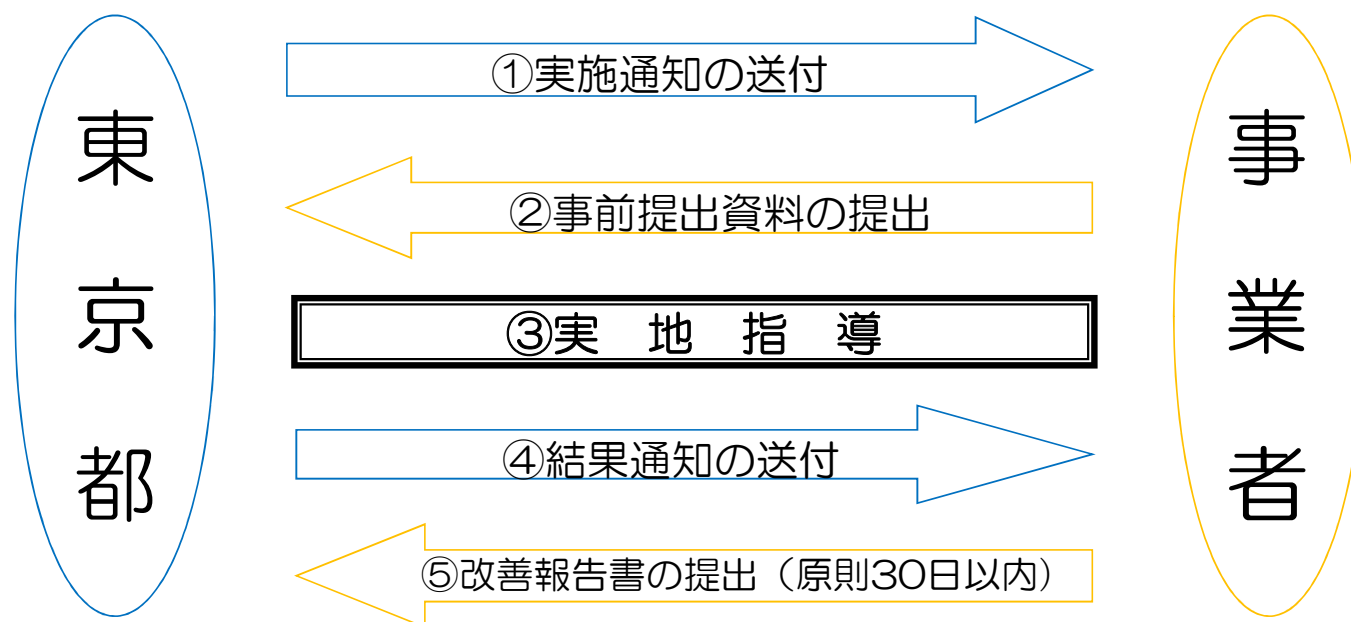
一定の場所に集める講習等の方式

イ 実地指導

事業所において、関係書類を閲覧及び関係者からの面談方式

- ▶ 改善を要すると認められた事項については、後日、文書により通知します。
- ▶ 文書により改善を指摘した場合は、原則として結果通知後30日以内に改善報告書の提出を求めます。

実地指導の流れ



<事前提出資料>

名簿兼勤務表、運営規程、重要事項説明書、事業所パンフレット、利用契約書等

※当日準備していただく書類もあります。

実地指導後の措置

- ▶ 改善が不十分な場合は、必要に応じて再度実地指導等を行います。
- ▶ 監査の選定基準（※）に該当すると判断した場合は、速やかに監査を行います。
- ▶ サービス内容又は障害児通所給付費の請求等に関し、不当な事実を確認したときは、自主返還等を行うよう指導します。
- ▶ 文書指摘事項及び改善状況については、原則として東京都福祉局のホームページに掲載し、都民に広く情報を提供します。

※監査の選定基準

- 1 サービス内容に不正又は著しい不当があったことを疑うに足りる理由があるとき。
- 2 障害児通所給付費等の請求に不正又は著しい不当があったことを疑うに足りる理由があるとき。
- 3 基準等において、重大な違反があると疑うに足りる理由があるとき。
- 4 度重なる実地指導によってもサービス内容又は障害児通所給付費等の請求に改善がみられないとき。
- 5 正当な理由が無く、実地指導を拒否したとき。

監査について

(1) 監査の方針

サービス内容が不当である場合、障害児通所給付費等の請求に不正が疑われる場合、事業運営に重大な支障が生じていることを疑うに足りる場合等において、事実関係を的確に把握し、公正かつ的確な措置を取ることを主眼に行います。

(2) 監査の実施方法

▶ 監査は、次の方法で行います。

- ①事業者に対し、報告若しくは帳簿書類の提出・提示を命じる。
- ②出頭を求めて関係者に質問する。
- ③事業所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査を行う。

監査後の措置①

ア 行政上の措置

① 勧告 (児童福祉法(以下「法」という。) 第21条の5の23第1項、第2項)

従業者の知識や技能、人員について基準に適合していない場合や、設備及び運営に関する基準に従って適正な指定通所支援事業を運営していないと認められる場合には、当該事業者に対し、期限を定めて、基準を遵守すべきことを勧告します。

これに従わなかったときは、その旨を公表する場合があります。

② 命令 (法第21条の5の23第3項)

勧告を受けた事業者が、正当な理由なくその勧告に係る措置を取らなかったときは、期限を定めて、その勧告に係る措置を取るべきことを命じます。

③ 取消し等処分 (法第21条の5の24)

事業者が指定の取消し等処分に該当すると認められる場合には、聴聞・弁明の機会を付与した上で、指定の取消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止します。

監査後の措置②

イ 経済上の措置（法第57条の2）

サービス内容又は障害児通所給付費等の請求に関し不正又は不当の事実が認められた場合、区市町村は、支払った額を返還させるほか、その返還させる額に100分の40を乗じて得た額を支払わせることができます。

ウ 行政上の措置の公表等

（法第21条の5の23第4項、第21条の5の25）

命令又は取消し処分を行ったときは、その旨を公示します。

指定障害児事業者の責務

- ▶ 法第21条の5の18は、指定障害児事業者の責務が規定されています。同条第3項に違反したと認められるときは、都知事はその指定を取り消すことができます。

法第21条の5の18（指定障害児通所支援事業者の責務）

指定障害児通所支援事業者は、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害児及びその保護者の意思をできる限り尊重するとともに、行政機関、教育機関その他の関係機関との緊密な連携を図りつつ、障害児通所支援を当該障害児の意向、適性、障害の特性その他の事情に応じ、常に障害児及びその保護者の立場に立って効果的に行うように努めなければならない。

- 2 指定障害児事業者は、その提供する障害児通所支援の質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより、障害児通所支援の質の向上に努めなければならない。
- 3 指定障害児事業者は、障害児の人格を尊重するとともに、この法律又はこの法律に基づく命令を遵守し、障害児及びその保護者のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

指定障害児通所支援の事業の基準

法第21条5の19（指定障害児通所支援の事業の基準）

指定障害児事業者は、都道府県の条例で定める基準に従い、当該指定に係る障害児通所支援事業所ごとに、当該指定通所支援に従事する従業者を有しなければならない。

2 指定障害児事業者は、都道府県の条例で定める指定通所支援の事業の設備及び運営に関する基準に従い、指定通所支援を提供しなければならない。

3 都道府県が前二項の条例を定めるに当たっては、第一号から第三号までに掲げる事項については内閣府令で定める基準に従い定めるものとし、第四号に掲げる事項については内閣府令で定める基準を標準として定めるものとし、その他の事項については内閣府令で定める基準を参酌するものとする。

- 一 指定通所支援に従事する従業者及びその員数
- 二 指定通所支援の事業に係る居室及び病室の床面積その他指定通所支援の事業の設備（後略）
- 三 指定通所支援の事業の運営に関する事項であって、障害児の保護者のサービスの適切な利用の確保並びに障害児の適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持に密接に関連するものとして内閣府令で定めるもの
- 四 指定通所支援の事業に係る利用定員

都の指導監査について

終わり

ご視聴ありがとうございました。

【参考】①児童福祉法（抜粋）

第五十七条の二（不当利得の徴収）

市町村は、偽りその他不正の手段により障害児通所給付費、特例障害児通所給付費若しくは高額障害児通所給付費若しくは肢体不自由児通所医療費又は障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費（以下この章において「障害児通所給付費等」という。）の支給を受けた者があるときは、その者から、その障害児通所給付費等の額に相当する金額の全部又は一部を徴収することができる。

2 市町村は、指定障害児通所支援事業者等又は指定障害児相談支援事業者が、偽りその他不正の行為により障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費又は障害児相談支援給付費の支給を受けたときは、当該指定障害児通所支援事業者等又は指定障害児相談支援事業者に対し、その支払った額につき返還させるほか、その返還させる額に百分の四十を乗じて得た額を支払わせることができる。

（中略）

6 前各項の規定による徴収金は、地方自治法第二百三十一条の三第三項に規定する法律で定める歳入とする。

【参考】②児童福祉法（抜粋）

第五十七条の三の三（報告等）

内閣総理大臣又は都道府県知事は、障害児通所給付費等の支給に関して必要があると認めるときは、当該障害児通所給付費等の支給に係る障害児の保護者又は障害児の保護者であつた者に対し、当該障害児通所給付費等の支給に係る障害児通所支援若しくは障害児相談支援の内容に関し、報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に質問させることができる。

（中略）

4 内閣総理大臣又は都道府県知事は、障害児通所給付費等の支給に関して必要があると認めるときは、障害児通所支援若しくは障害児相談支援を行つた者若しくはこれを使用した者に対し、その行つた障害児通所支援若しくは障害児相談支援に関し、報告若しくは当該障害児通所支援若しくは障害児相談支援の提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に関係者に対し質問させることができる。

（中略）

7 第十九条の十六第二項の規定は前各項の規定による質問について、同条第三項の規定は前各項の規定による権限について準用する。

【参考】③児童福祉法（抜粋）

第二十一条の五の二十二（報告等）

都道府県知事又は市町村長は、必要があると認めるときは、指定障害児通所支援事業者若しくは指定障害児通所支援事業者であつた者若しくは当該指定に係る障害児通所支援事業所の従業者であつた者（以下この項において「指定障害児通所支援事業者であつた者等」という。）に対し、報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じ、指定障害児通所支援事業者若しくは当該指定に係る障害児通所支援事業所の従業者若しくは指定障害児通所支援事業者であつた者等に対し出頭を求め、又は当該職員に、関係者に対し質問させ、若しくは当該指定障害児通所支援事業者の当該指定に係る障害児通所支援事業所、事務所その他当該指定通所支援の事業に係のある場所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 第十九条の十六第二項の規定は前項の規定による質問又は検査について、同条第三項の規定は前項の規定による権限について準用する。

【参考】④児童福祉法（抜粋）

第二十一条の五の二十三（勧告、命令等）

都道府県知事は、指定障害児通所支援事業者が、次の各号に掲げる場合に該当すると認めるときは、当該指定障害児通所支援事業者に対し、期限を定めて、当該各号に定める措置をとるべきことを勧告することができる。

一 第二十一条の五の十五第八項（第二十一条の五の十六第四項において準用する場合を含む。）の規定により付された条件に従わない場合 当該条件に従うこと。

二 当該指定に係る障害児通所支援事業所の従業者の知識若しくは技能又は人員について第二十一条の五の十九第一項の都道府県の条例で定める基準に適合していない場合 当該基準を遵守すること。

三 第二十一条の五の十九第二項の都道府県の条例で定める指定通所支援の事業の設備及び運営に関する基準に従つて適正な指定通所支援の事業の運営をしていない場合 当該基準を遵守すること。

四 第二十一条の五の十九第四項に規定する便宜の提供を適正に行っていない場合 当該便宜の提供を適正に行うこと。

2 都道府県知事は、前項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた指定障害児通所支援事業者が、同項の期限内にこれに従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

3 都道府県知事は、第一項の規定による勧告を受けた指定障害児通所支援事業者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつたときは、当該指定障害児通所支援事業者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

4 都道府県知事は、前項の規定による命令をしたときは、その旨を公示しなければならない。

5 市町村は、障害児通所給付費の支給に係る指定通所支援を行つた指定障害児通所支援事業者について、第一項各号に掲げる場合のいずれかに該当すると認めるときは、その旨を当該指定に係る障害児通所支援事業所の所在地の都道府県知事に通知しなければならない。

【参考】⑤児童福祉法（抜粋）

第二十一条の五の二十四（指定の取消し等）

都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該指定障害児通所支援事業者に係る第二十一条の五の三第一項の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

- 一 指定障害児通所支援事業者が、第二十一条の五の十五第三項第四号から第五号の二まで、第十三号又は第十四号のいずれかに該当するに至ったとき。
 - 二 指定障害児通所支援事業者が、第二十一条の五の十五第八項（第二十一条の五の十六第四項において準用する場合を含む。）の規定により付された条件に違反したと認められるとき。
 - 三 指定障害児通所支援事業者が、第二十一条の五の十八第三項の規定に違反したと認められるとき。
 - 四 指定障害児通所支援事業者が、当該指定に係る障害児通所支援事業所の従業員の知識若しくは技能又は人員について、第二十一条の五の十九第一項の都道府県の条例で定める基準を満たすことができなくなつたとき。
 - 五 指定障害児通所支援事業者が、第二十一条の五の十九第二項の都道府県の条例で定める指定通所支援の事業の設備及び運営に関する基準に従つて適正な指定通所支援の事業の運営をすることができなくなつたとき。
 - 六 障害児通所給付費又は肢体不自由児通所医療費の請求に関し不正があつたとき。
 - 七 指定障害児通所支援事業者が、第二十一条の五の二十二第一項の規定により報告又は帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。
 - 八 指定障害児通所支援事業者又は当該指定に係る障害児通所支援事業所の従業員が、第二十一条の五の二十二第一項の規定により出頭を求められてこれに 응ぜず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。
ただし、当該指定に係る障害児通所支援事業所の従業員がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該指定障害児通所支援事業者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。
 - 九 指定障害児通所支援事業者が、不正の手段により第二十一条の五の三第一項の指定を受けたとき。
 - 十 前各号に掲げる場合のほか、指定障害児通所支援事業者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるもの又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。
 - 十一 前各号に掲げる場合のほか、指定障害児通所支援事業者が、障害児通所支援に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。
 - 十二 指定障害児通所支援事業者が法人である場合において、その役員等のうちに指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前五年以内に障害児通所支援に関し不正又は著しく不当な行為をした者があるとき。
 - 十三 指定障害児通所支援事業者が法人でない場合において、その管理者が指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前五年以内に障害児通所支援に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。
- 2 市町村は、障害児通所給付費等の支給に係る障害児通所支援又は肢体不自由児通所医療費の支給に係る第二十一条の五の二十九第一項に規定する肢体不自由児通所医療を行つた指定障害児通所支援事業者について、前項各号のいずれかに該当すると認めるときは、その旨を当該指定に係る障害児通所支援事業所の所在地の都道府県知事に通知しなければならない。

【参考】⑥児童福祉法（抜粋）

第二十一条の五の二十五（公示）

都道府県知事は、次に掲げる場合には、その旨を公示しなければならない。

- 一 第二十一条の五の三第一項の指定障害児通所支援事業者の指定をしたとき。
- 二 第二十一条の五の二十第四項の規定による事業の廃止の届出があつたとき。
- 三 前条第一項又は第三十三条の十八第六項の規定により指定障害児通所支援事業者の指定を取り消したとき。